

問6 次の文は、保育の必要な事由について定めた「子ども・子育て支援法施行規則」（平成26年 内閣府令第44号）の一部である。（A）～（D）にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者の（A）が次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に（B）が定める時間以上労働することを常態とすること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 （C）の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 （D）（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。

（中略）

十 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして（B）が認める事由に該当すること

（組み合わせ）

	A	B	C	D
1	いずれも	市町村	3親等内	求職活動
2	一方又は双方	施設長	同居	子育て支援活動
3	母	施設長	同一市町村内	公益事業
4	一方又は双方	厚生労働大臣	3親等内	公益事項
5	いずれも	市町村	同居	求職活動

問12 次の文は、子ども・子育て支援新制度に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 3歳未満の子どもの保護者が、特定教育・保育施設である保育所での保育を利用するためには、「子ども・子育て支援法」第19条第1号に該当する旨の認定（1号認定）を受けることが必要である。
- B 地域型保育給付は、主に3歳未満の子どもの対象としており、待機児童解消の役割が期待されている。
- C 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- D 保育料については、国が定める基準を上限に、市町村が独自に保育料額表を設定するという、応益的な負担となっている。

（組み合わせ）

	A	B	C	D
1	○	○	×	×
2	○	×	○	×
3	○	×	×	○
4	×	○	○	×
5	×	○	×	○

問13 次の文は、子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業の事業内容に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 家庭的保育事業は、5人以下の保育を必要とする乳児・幼児について、家庭的保育者の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業である。
- B 小規模保育事業は、保育を必要とする乳児・幼児について、利用定員が6人以上9人以下の保育施設において、保育を行う事業である。
- C 事業所内保育事業は、保育を必要とする乳児・幼児について、事業主等がその雇用する労働者の監護する乳児・幼児等を保育するために自ら設置する施設その他の施設において、保育を行う事業である。
- D 居宅訪問型保育事業は、保育を必要とする乳児・幼児について、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において保健師による保育を行う事業である。

(組み合わせ)

- | | A | B | C | D |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ○ | ○ | × | ○ |
| 2 | ○ | × | ○ | × |
| 3 | × | ○ | ○ | × |
| 4 | × | ○ | × | ○ |
| 5 | × | × | ○ | ○ |